

高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物等の耐震診断の実施及び耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを高山市耐震改修促進計画（平成19年6月1日決裁）に基づき促進することを目的として、市内に存する建築物等について実施する耐震診断、計画策定及び耐震改修工事の経費の一部に対し、予算の範囲内にて補助金を交付するものとし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

旧基準建築物 昭和56年5月31日以前に着工された建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

木造住宅 旧基準建築物である木造の一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法によるものをいう。

木造共同住宅等 木造住宅のうち、長屋及び共同住宅をいう。

マンション 旧基準建築物である共同住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。

分譲マンション マンションのうち、専有部分の大部分が人の居住の用に供する住宅として区分所有されるものをいう。

建築物 旧基準建築物であって、第2号に掲げる木造住宅以外の建築物をいう。

特定建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第14条第1号に掲げる建築物であって、旧基準建築物をいう。

要安全確認計画記載建築物 法第5条第3項第1号の規定により岐阜県耐震改修計画（平成19年3月策定）に記載された建築物（以下「防災拠点建築物」という。）又は同項第2号の規定により岐阜県耐震改修計画に記載された建築物（以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）をいう。

要緊急安全確認大規模建築物 法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

緊急輸送道路沿道建築物 法第14条第3号に掲げる建築物であって旧基準建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物を除く。）をいう。

相談士 岐阜県木造住宅耐震相談士登録制度要綱（平成13年11月1日施行）に基づ

き、知事が登録した岐阜県木造住宅耐震相談士をいう。

耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、修繕、模様替又は一部の除却をすることをいう。

(補助対象事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有する建築物は対象としない。

(租税特別措置法による助成額)

第4条 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の適用を受ける事業は、前条に定める耐震改修事業のうち基準改修木造住宅及び分譲マンションに係るものとし、助成額は、前条の別表に定める補助金の額に租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を加えた額とする。

2 助成額の交付に当たっては、前項の定めによる助成額からあらかじめ租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いて交付するものとする。

(実施計画書及び実施承諾書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表に掲げる木造共同住宅等耐震診断事業及び建築物耐震診断事業(以下「耐震診断事業」という。)にあつては耐震診断事業実施計画書(別記様式第1号)に、別表に掲げる計画策定事業にあつては計画策定事業実施計画書(別記様式第2号)に、別表に掲げる耐震改修事業にあつては耐震改修事業実施計画書(別記様式第3号)に、関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめ当該事業の実施承諾を得なければならない。

2 市長は、前項による申請が本要綱に適合していると認めた場合は、耐震事業実施承諾書(別記様式第4号)を速やかに申請者に交付するものとする。

(実施計画の変更)

第6条 前条の規定により承諾を得た者(以下「補助対象者」という。)が、当該事業の内容を変更しようとするときは、事業計画変更届(別記様式第5号)を市長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 市長は、前項の届を受理した場合は、事業計画変更受理通知書(別記様式第6号)により変更の受理通知書を交付するものとする。

(実施計画の中止)

第7条 補助対象者が、当該事業を中止するときは、事業中止届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届を受理した場合は、事業中止届受理通知書(別記様式第8号)により中止の受理通知書を交付するものとする。

(完了報告及び補助金交付申請)

第8条 補助対象者は、当該事業が完了したときは、耐震診断事業においては耐震診断事業完了報告書（別記様式第9号）及び耐震診断補助金交付申請書（別記様式第10号）を、計画策定事業においては計画策定事業完了報告書（別記様式第11号）及び計画策定事業補助金交付申請書（別記様式第12号）を、耐震改修事業においては耐震改修事業完了報告書（別記様式第13号）及び耐震改修事業補助金交付申請書（別記様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による報告書及び申請書を受領したときは、速やかに書類並びに現地（耐震改修事業に限る。）を検査しなければならない。

（交付決定通知）

第9条 市長は、前条第2項の規定による検査の結果、補助金の交付を適当と認めたときは、耐震診断事業においては耐震診断事業補助金交付決定通知書（別記様式第15号）により、計画策定事業においては計画策定事業補助金交付決定通知書（別記様式第16号）により、耐震改修事業においては耐震改修事業補助金交付決定通知書（別記様式第17号）により補助対象者に通知するものとする。

2 補助対象者は前項の通知を受けたときは、耐震診断事業においては耐震診断事業補助金交付請求書（別記様式第18号）を、計画策定事業においては計画策定事業補助金交付請求書（別記様式第19号）を、耐震改修事業においては耐震改修事業補助金交付請求書（別記様式第20号）を市長に提出しなければならない。

3 補助対象者は、原則として、1回を限度として補助金の交付を受けることができるものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（耐震改修後の維持及び管理）

第10条 耐震改修事業を実施した木造住宅又は建築物の所有者及び管理者は、当該木造住宅又は建築物の耐震性が維持されるよう適切に管理するものとし、原則として、前条第1項の通知日から起算して5年間は、耐震改修事業を行った部分の改造等を行わないものとする。ただし、建築物の維持管理上必要な改造等で、市長と協議が整う場合は、この限りでない。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

補助金交付の条件に違反したとき。

偽りその他不正の行為があったとき。

（全体設計承認）

第12条 別表に掲げる耐震改修事業のうち、要緊急安全確認大規模建築物（延べ床面積5，

000 m²以上の大規模な建築物であり、地震時に避難者に対する支援、物資調達等で重要な機能を果たすものとして高山市地域防災計画での位置付けや市との協定等を締結しているもの)に限り、申請者は、当該事業が複数年度にわたる場合、当該事業の初年度実施分の補助金に係る実施計画書の提出前(承認を受けた全体設計を変更する場合は変更前)に、事業の内容、工事施工期間及び事業費等について、全体設計(変更)承認申請書(別記様式第21号)に全体設計(変更)表(別記様式第22号)を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理し、審査の上適当と認められた場合は、全体設計(変更)承認通知書(別記様式第23号)により申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定により承認を受けた事業に係る第8条第1項の規定の適用については、同項中「当該事業が完了したときは」とあるのは、「当該年度に実施した事業が完了したときは」と読み替えるものとする。

(補助対象者に対する助言)

第13条 市長は、補助対象者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な助言をすることができる。

(調査に対する協力)

第14条 耐震診断事業、計画策定事業及び耐震改修事業を実施しようとする者は、市長がこの要綱による補助金の執行等に関し必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

補助対象事業			補助対象経費	補助金の額
事業名	対象建築物	要件（掲げる要件をすべて満たすこと）		
木造共同住宅等耐震診断事業	木造共同住宅等(要安全確認計画記載建築物を除く。)	<p>所有者(特段の事由により所有者が事業又は工事を実施できない場合は、市長が適当と認めるものを含む。以下同じ。)が実施する耐震診断であること。</p> <p>相談士が、一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」及び「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」(以下「建防協マニュアル」という。)に基づき実施する耐震診断であること。</p>	<p>耐震診断に要する経費で、次に定める額に床面積を乗じて得た額かつ30,000円に戸数を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>床面積1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,670円以内</p> <p>床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,570円以内</p> <p>床面積2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,050円以内</p>	補助対象経費の3分の2以内の額とする。
建築物耐震診断事業	特定建築物	<p>所有者が実施する耐震診断であること。</p> <p>分譲マンションにあつては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条の規定による団体又は同法第47条の規定による法人が実施する耐震診断であること。</p> <p>建築物の構造について、大臣等の特別な認定を受けた建築物でないこと。</p> <p>建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第1項各号に掲げる建築物にあつては同法第2条第2項の一級建築士(以下「一級建築士」という。)により、同法第3条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物にあつては一級建築士又は同法第2条第3項の二級建築士により実施される耐震診断であること。</p>	<p>耐震診断に要する経費で、次に定める額に床面積を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>床面積1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,670円以内</p> <p>床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,570円以内</p> <p>床面積2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,050円以内</p>	補助対象経費の3分の2以内の額とする。
	特定建築物以外の建築物	<p>建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)の別添の指針(以下「指針」という。)に基づく耐震診断であること。</p> <p>鉄筋コンクリート、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の耐震診断にあつては、電算ソフトを使用したものであり、かつ、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造については、第2次診断まで実施されるものであること。</p>	<p>耐震診断に要する経費で、次に定める額に床面積を乗じて得た額かつ一棟あたり1,500,000円を限度とする。ただし、一戸建ての住宅は、一戸あたり136,000円を限度とする。</p> <p>床面積1,000㎡以内の部分は、1㎡当たり3,670円以内</p> <p>床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1㎡当たり1,570円以内</p> <p>床面積2,000㎡を超える部分は、1㎡当たり1,050円以内</p>	

計画策定事業	特定建築物及び緊急輸送道路沿道建築物	<p>所有者が実施する耐震改修工事又は建替えのための計画の策定であること。</p> <p>一級建築士により策定される計画であること。</p> <p>指針に基づく耐震診断の結果、法第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号。以下「安全基準」という。）に適合しない場合にあっては、当該基準に適合するための計画の策定であること。</p> <p>計画の結果について、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会の「耐震評価委員会」又は岐阜県知事の認めた専門機関（以下「専門機関等」という。）に諮られたものであること（建替えの場合を除く。）。</p>	<p>耐震改修工事又は建替えのための計画の策定に要する費用で、次に掲げる額に床面積を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>床面積1,000㎡以内の部分は1㎡当たり3,110円以内</p> <p>床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1㎡当たり1,330円以内</p> <p>床面積2,000㎡を超える部分は1㎡当たり890円以内</p>	<p>補助対象経費の9分の4以内の額とする。</p> <p>令和4年度末までに着手した場合に限り、補助対象経費の6分の5以内の額から耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日国住市第53号。以下「緊促」という。）による補助に相当する額を減額した額とする。</p>
	要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物			
耐震改修事業	基準改修木造住宅(建防協マニュアルに基づき相談士が実施する耐震診断の結果、上部構造評点（以下「評点」という。）が1.0未満とされた木造住宅であり、改修後の評点が1.0以上となる住宅)	<p>所有者が実施する耐震改修工事であること。</p> <p>市又は木造住宅の所有者が実施する木造住宅耐震診断に基づく耐震改修工事であること。</p> <p>相談士が耐震診断に関する設計及び工事監理を実施する耐震改修工事であること。</p> <p>地震時に転倒のおそれのある家具等について転倒防止対策を実施すること。</p> <p>増築を伴う耐震改修工事にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条又は同法第6条の2による確認済証及び同法第7条又は同法第7条の2による検査済証の交付を受けるものであること。ただし、同法第6条又は同法第6条の2による確認申請が必要な場合に限る。</p> <p>基準改修木造住宅については、基準未満改修木造住宅の耐震改修工事により市から補助金の交付を受けていないこと。</p> <p>基準未満改修木造住宅については、将来的に耐震改修工事により改修後の評点が1.0以上となる計画を定めているものであること。</p>	<p>耐震改修工事に要する費用(当該費用のうち3分の1の費用は市長が別に定める工事等の費用とすることができる。)は、一戸当たり1,800,000円を限度とする。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に定める防火地域、準防火地域(以下「防火地域等」という。)に位置する住宅については、限度額に300,000円を加えた額とする(ただし、耐震改修工事に係る費用に限る)。</p>	補助対象経費の10分の10以内とする。
	基準未満改修木造住宅(建防協マニュアルに基づき相談士が実施する耐震診断の結果、評点が0.7未満とされた木造住宅であり、改修後の評点が0.7以上となる住宅)		<p>耐震改修工事に要する費用(当該費用のうち3分の1の費用は市長が別に定める工事等の費用とすることができる。)は、一戸当たり1,200,000円を限度とする。ただし、防火地域等に位置する住宅は限度額に300,000円を加えた額とする(ただし、耐震改修工事に係る費用に限る)。</p>	

<p>特定建築物</p>	<p>所有者が実施する耐震改修工事、建替え又は除却（防災拠点建築物であるものを除く。）であること。</p>	<p>耐震改修工事、建替え又は除却に要する費用で、床面積1㎡あたり51,200円（マンションにあっては</p>	<p>補助対象経費に0.23を乗じて得た額以内とする。</p>
<p>特定建築物のうち、延べ床面積5,000㎡以上の大規模な建築物（地震時に避難者に対する支援、物資調達等で重要な機能を果たすものとして高山市地域防災計画での位置付けや市との協定等を締結していないもの）</p>	<p>一級建築士により設計及び工事監理される耐震改修工事、建替え又は除却であること。</p> <p>耐震改修工事の場合にあっては、指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合に、同基準に適合するための耐震改修工事であること。</p> <p>耐震改修工事の場合にあっては、補強計画が専門機関等に諮られたものであること。</p>	<p>50,200円、免震工法等特殊な工法による場合は床面積83,800円）に床面積を乗じて得た額を限度とする。</p>	<p>令和4年度末までに耐震化のための計画の策定に着手した場合に限り、補助対象経費の1000分の448以内の額から緊促による補助に相当する額を減額した額とする。</p>
<p>緊急輸送道路沿道建築物、要緊急安全確認大規模建築物（延べ床面積5,000㎡以上の大規模な建築物であり、地震時に避難者に対する支援、物資調達等で重要な機能を果たすものとして高山市地域防災計画での位置付けや市との協定等を締結しているもの）</p>			<p>令和4年度末までに耐震化のための計画の策定に着手した場合に限り、補助対象経費の3分の2以内の額から、緊促による補助に相当する額がある場合はその当該相当する額について減額した額とする。</p>
<p>要安全確認計画記載建築物</p>			<p>令和4年度末までに耐震化のための計画の策定に着手した場合に限り、補助対象経費の6分の5以内の額から緊促による補助に相当する額を減額した額とする。</p>
<p>分譲マンション</p>	<p>建物の区分所有等に関する法律第3条の規定による団体又は同法第47条の規定による法人が実施する耐震改修工事であること。</p> <p>一級建築士により設計及び工事監理される耐震改修工事であること。</p> <p>指針に基づく耐震診断の結果、安全基準に適合しない場合に、同基準に適合するための耐震改修工事であること。</p> <p>法第17条第3項の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定を受けた耐震改修工事であること。</p>	<p>床面積1㎡あたり50,200円（免震工法等特殊な工法による場合は床面積1㎡あたり83,800円）に10分の7を乗じた額を限度とする。</p>	<p>補助対象経費の3分の1以内の額とする。</p>

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住所
氏名 印
電話()

耐震診断事業実施計画書

耐震診断を実施するにあたり補助金の交付を受けたいので、高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

計画書の提出にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、補助金交付の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

所有者	住所			
	氏名			
建物の概要	所在地	高山市		
	用途		建築年月	年 月
	構造		階数	
	延べ面積	m ²	住宅部分の面積	m ²
	図書の有無	有(確認済証・構造図・構造計算書・その他)・無		
	診断区分	木造共同住宅等 ・ 建築物		
耐震診断者	氏名			
	資格	()建築士()登録 第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第()号		
		受講講習会等()		
	所属事務所	名称		
		所在地		
電話番号				
(級)建築士事務所()知事登録 第 号				
診断	診断基準	実施時期	年 月	
区域	D I D 地区 ・ 避難路等に面する区域 ・ その他の区域			
他制度による補助金申請等の有無(予定)		有(制度名:)・無		

- 【添付図書】 耐震診断費用の見積書の写し
建築物の建築年、所有者が確認できる書面の写し
耐震診断者の資格者証等の写し
建物の区分所有等に関する法律第3条の規定による団体又は同法第47条の規定による法人の代表者が確認できる図書の写し(分譲マンションの場合に限る。)

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住所
氏名 印
電話()

計画策定事業実施計画書

改修等計画策定事業を実施するにあたり補助金の交付を受けたいので、高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

計画書の提出にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、補助金交付の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

補助申請の区分		特定建築物 緊急輸送道路沿道建築物 要安全確認計画記載建築物 要緊急安全確認大規模建築物		
所有者	住所			
	氏名			
建物の概要	所在地	高山市		
	用途	建築年月	年 月	
	構造	階数		
	延べ面積	m ²	住宅部分の面積	m ²
	図書の有無	有(確認済証・構造図・構造計算書・その他)・無		
	診断区分	住宅・建築物		
耐震改修設計者	氏名			
	資格	()建築士()登録第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第()号		
		受講講習会等()		
	所属事務所	名称		
所在地				
電話番号				
()級建築士事務所()知事登録第 号				
他制度による補助金申請等の有無(予定)		有(制度名:)・無		

- 【添付図書】 計画策定費用の見積書の写し
建築物の建築年、所有者が確認できる書面の写し
計画策定設計者の資格者証等の写し
建物の区分所有等に関する法律第3条の規定による団体又は同法第47条の規定による法人の代表者が確認できる図書の写し(分譲マンションの場合に限る。)
その他必要な書類

(あて先) 高山市長

申請者 住所

氏名 印

電話()

耐震改修事業実施計画書

耐震改修事業を実施するにあたり補助金の交付を受けたいので、高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり実施計画を提出します。

計画書の提出にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、補助金交付の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

耐震診断の区分	木造戸建て住宅耐震診断 木造共同住宅等耐震診断 建築物耐震診断	事業区分	市事業 (受付年度・番号:)	所有者
補助申請の区分	基準改修木造住宅 特定建築物 要緊急安全確認大規模建築物 分譲マンション	基準未済改修木造住宅 緊急輸送道路沿道建築物 要安全確認計画記載建築物		
建物概要	所在地	高山市		
	所有者住所			
	所有者氏名			
	用途	建築年	年	月
	構造・規模	造 階	延べ床面積	m ² (住宅部分の床面積 m ²)
耐震改修設計者	氏名			
	資格	()建築士()登録 第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第()号 受講講習会等()		
	所属事務所	名称		
所在地				
電話番号				
()級)建築士事務所()知事登録 第 号				

工事監理者	氏名			
	資格	()建築士()登録 第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第()号		
		受講講習会等()		
	所属事務所	名称		
所在地				
電話番号				
()級)建築士事務所()知事登録 第 号				
工事請負者	事務所所在地			
	事業所名			
	電話番号			
	代表者氏名			
予定工期	年 月 日から 年 月 日まで			
工事予定額	円(うち、耐震改修工事分 円)			
他制度による補助金申請等の有無	有(制度名:)・無			
耐震診断者	氏名			
	資格	()建築士()登録 第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第()号		
		受講講習会等()		
	所属事務所	名称		
所在地				
電話番号				
()級)建築士事務所()知事登録 第 号				
診断	診断基準		実施時期	年 月
	診断結果	評点又は Is 値		

改修概要	部 位	有・無	概 要		
	基 礎		-----		

	壁		-----		

	柱		-----		

屋 根		-----			

そ の 他		-----			

改修後の評点・Is 値(予定)			改修計画の基準		
区 域	D I D 地区 ・ 避難路等に面する区域 ・ その他の区域				
備考					

【添付図書】

工事費の概算見積書の写し(補助対象内外の区別をしたもの)

事業の工程表

木造住宅における耐震診断の区分が所有者の場合

- ・耐震診断に係る結果報告書一式(図書、写真及び評点の計算書等)
- ・耐震診断者の資格証の写し
- ・耐震診断の契約書の写し

その他必要な書類

別記様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

高山市長

印

耐震事業実施承諾書

年 月 日付けにて提出のありました下記の(住宅・建築物)に関する実施計画を調査しましたところ適当と認められますので、高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により承諾書を交付します。

記

- 1 事業の種別
- 2 建物所在地
- 3 診断区分
- 4 建物用途
- 5 構造
- 6 その他 実施計画書記載のとおり

注 事業完了後、速やかに完了報告書及び補助金交付申請書を提出してください。

別記様式第5号(第6条関係)

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住 所

氏 名

印

電 話()

事 業 計 画 変 更 届

高山市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

所 有 者	住 所	
	氏 名	
承 諾 書	番 号	
	年 月 日	
手 続 区 分	耐震診断事業 ・ 計画策定事業 ・ 耐震改修事業	
変更の理由		

	内 容	
変 更 前	-----	

変 更 後	-----	

別記様式第 6 号 (第 6 条関係)

第 号

年 月 日

様

高山市長

印

事業計画変更届受理通知書

年 月 日付けにて提出されました下記の届出については、高山市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により受理したので通知します。

所有者	住 所	
	氏 名	
承諾書	番 号	
	年 月 日	
手 続 区 分	耐震診断事業 ・ 計画策定事業 ・ 耐震改修事業	
変更の理由		
.....		
.....		
.....		
	内 容	
変更前	
	
	
変更後	
	
	

別記様式第9号(第8条関係)

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住 所
氏 名 印
電 話()

耐震診断事業完了報告書

耐震診断事業が完了しましたので、高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

承 諾 書	年 月 日		番 号	
建 物 概 要	所 在 地			
	用 途		構 造	
	階 数		延 べ 面 積	
診 断 区 分			建 築 年 月	
住 宅 部 分 の 面 積				

【添付図書】

耐震診断者による「報告書」の写し

「領収書」の写し

その他必要な書類

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住 所
氏 名 印
電 話()

耐震診断補助金交付申請書

下記の件について、耐震診断事業が完了しましたので、高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により補助金の交付申請をします。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助対象建物の所在地
- 3 診断の区分 木造共同住宅等耐震診断事業・建築物耐震診断事業
- 4 添付書類 耐震診断事業完了報告書

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住 所
氏 名 印
電 話()

計画策定事業完了報告書

計画策定事業が完了しましたので、高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

承諾書	年月日		番 号	
建物概要	所在地			
	用 途		構 造	
	階 数		延 べ 面 積	
計画区分			建 築 年 月	
住宅部分の面積				

【添付図書】

耐震改修設計者による「計画書」の写し

「領収書」の写し

その他必要な書類

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住 所
氏 名 印
電 話()

計画策定事業補助金交付申請書

下記の件について、計画策定事業が完了しましたので、高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により補助金の交付申請をします。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助対象建物の所在地
- 3 計画の区分 特定建築物
緊急輸送道路沿道建築物
要安全確認計画記載建築物
要緊急安全確認大規模建築物
- 4 添付書類 計画策定事業完了報告書

(あて先) 高山市長

申請者 住 所
氏 名 印
電 話()

耐震改修事業完了報告書

耐震改修事業が完了()年度分)しましたので、高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

耐震診断の区分	木造戸建て住宅耐震診断 木造共同住宅等耐震診断 建築物耐震診断	事業区分	市事業 所有者 (受付年度・番号:)	
補助申請の区分	基準改修木造住宅 特定建築物 要緊急安全確認大規模建築物 分譲マンション	基準未済改修木造住宅 緊急輸送道路沿道建築物 要安全確認計画記載建築物		
建物概要	所在地	高山市		
	所有者住所			
	所有者氏名			
	用途	建築年	年 月	
	構造・規模	造 階	延べ床面積 m ² (住宅部分の床面積 m ²)	
耐震改修設計者	氏 名			
	資 格	()建築士()登録 第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第()号		
		受講講習会等()		
	所属事務所	名 称		
		所 在 地		
		電 話 番 号		
()級)建築士事務所()知事登録 第 号				

工事監理者	氏名			
	資格	()建築士()登録第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第()号		
		受講講習会等()		
所属事務所	名称			
	所在地			
	電話番号			
	()級)建築士事務所()知事登録第 号			
工事請負者	事務所所在地			
	事業所名			
	電話番号			
	代表者			
実施工期	年 月 日から 年 月 日まで			
全体工事額	円			
補助対象額	円(うち、耐震改修工事以外の額 円)			
他制度による補助金申請等の有無	有(制度名：)・無			
耐震診断者	氏名			
	資格	()建築士()登録第 号		
		岐阜県木造住宅耐震相談士 登録第()号		
		受講講習会等()		
所属事務所	名称			
	所在地			
	電話番号			
	()級)建築士事務所()知事登録第 号			
診断	診断基準		実施時期	年 月
	診断結果	評点又は Is 値		

改修概要	部 位	有・無	概 要		
	基 礎				
	壁				
	柱				
	屋 根				
	そ の 他				
	改修後の評点・Is 値			改修計画の基準	
区 域	D I D 地区 ・ 避難路等に面する区域 ・ その他の区域				
備 考					
検 査 希 望 日	年 月 日				

【添付図書】

耐震改修設計者、工事監理者及び工事請負者の領収書の写し
その他必要な書類

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住 所
氏 名 印
電 話()

耐震改修事業補助金交付申請書

下記の件について、耐震改修事業(年度分)を実施しましたので、高山市建築物等耐震促進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により補助金の交付申請をします。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助対象建物の所在地
- 3 事業の区分
 - ・ 基準改修木造住宅
 - ・ 基準未満改修木造住宅
 - ・ 特定建築物
 - ・ 緊急輸送道路沿道建築物
 - ・ 要緊急安全確認大規模建築物
 - ・ 要安全確認計画記載建築物
 - ・ 分譲マンション
- 4 添付書類 耐震改修事業完了報告書

別記様式第 15 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

高山市長 印

耐震診断事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記の件に関する耐震診断事業の補助については、
高山市建築物等耐震促進化事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり決定したの
で通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 建物所在地
- 3 建物用途
- 4 その他

別記様式第 16 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

高山市長 印

計画策定事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記の件に関する計画策定事業の補助については、
高山市建築物等耐震促進化事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり決定したの
で通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 建物所在地
- 3 建物用途
- 4 その他

別記様式第 17 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

高山市長

印

耐震改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記の件に関する耐震改修事業の補助については、
高山市建築物等耐震促進化事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり決定したの
で通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 建物所在地
- 3 建物用途
- 4 その他

別記様式第 18 号(第 9 条関係)

耐震診断事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 高山市長

請求者 住 所
氏 名 印
電 話()

高山市建築物等耐震促進化事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、耐震診断事業が完了しましたので、下記のとおり補助金の請求をいたします。

記

1 請 求 額 金 円

2 振 込 先 (申請者の口座番号を記入してください。)

銀行名等 銀行 農業共同組合 本店
信用金庫 信用組合 支店

口座番号 (普通・当座)

フリガナ

口座名義人

計画策定事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 高山市長

請求者 住 所
氏 名 印
電 話()

高山市建築物等耐震促進化事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、計画策定事業が完了しましたので、下記のとおり補助金の請求をいたします。

記

1 請 求 額 金 円

2 振 込 先 (申請者の口座番号を記入してください。)

銀行名等 銀行 農業協同組合 本店
信用金庫 信用組合 支店

口座番号 (普通・当座)

フリガナ

口座名義人

耐震改修事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 高山市長

請求者 住 所
氏 名 印
電 話()

高山市建築物等耐震促進化事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、耐震改修事業が完了しましたので、下記のとおり補助金の請求をいたします。

記

1 請 求 額 金 円

2 振 込 先 (申請者の口座番号を記入してください。)

銀行名等 銀行 農業協同組合 本店
信用金庫 信用組合 支店

口座番号 (普通・当座)

フリガナ

口座名義人

別記様式第 2 1 号(第 1 2 条関係)

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住所
氏名 印
電話()

全体設計(変更)承認申請書

下記について、全体設計(変更)承認を受けたいので、高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 全体設計(変更)承認を必要とする理由

全体設計(変更)表

事業名				
事業の内容 (種別・規模等)	対象建築物の名称			
	事業の種別			
	規模	地上階、地下階		
	構造			
	延床面積	m ²		
工事施工期間	(自) 年 月 日 ~ (至) 年 月 日			
経費の配分	金額 (千円)	(内訳)		
		年度	年度	年度
事業費				
	工事費 (内訳)			
摘要				

(備考) 変更申請にあたっては、変更前を上段に括弧書きし、変更後を下段に記載すること。

【添付図書】

- 工程表(工事の概要が分かるもの)
- 工事費等の見積書の写し
- 位置図及び平面図
- 現況写真
- その他必要な書類

別記様式第23号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

高山市長

印

全体設計(変更)承認通知書

年 月 日付けにて申請のありました下記の件に関する全体設計承認申請書を審査したところ適当と認められるので、高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 承認する事業の内容 年 月 日付全体設計(変更)承認申請書のとおり
- 3 その他

附 則（平成 18 年 3 月 31 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（高山市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

高山市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱（平成 14 年 10 月 1 日決裁）

高山市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日決裁）

（経過措置）

3 この要綱の施行に際し、現に高山市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱に基づき実施されている事業については、この要綱で定める木造住宅耐震診断事業であるものと、高山市木造住宅耐震補強工事費補助金交付要綱に基づき実施されている事業については、この要綱で定める木造住宅耐震補強工事であるものとみなし、各補助対象事業の補助に関する規定は、従前の要綱の規定を適用する。

附 則（平成 18 年 6 月 28 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 14 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 30 日決裁）

（施行日）

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日以後に申請があったものについて適用する。

（経過措置）

2 平成 20 年 3 月 31 日以前に市が費用の一部に補助金を交付した耐震診断のうち、岐阜県木造住宅耐震診断マニュアルにより建物評点が 2 点以下と判定された木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設されたものに限る。）で、相談士が建防協マニュアルで診断した結果、上部構造評点が 1.0 未満である場合については、改正後の第 3 条第 3 号に定める事業の交付対象とみなす。

附 則（平成 21 年 5 月 26 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 22 年 9 月 13 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の高山市建築物等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定は、同日以後の申請に係る補助金について適用する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日決裁）

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式については、この要綱による改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成23年11月7日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年6月29日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際、従前の規定による帳票でその用紙の残存するものについては、その残存分に限り、修正して使用することができる。

附 則（平成25年5月15日決裁）

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附 則（平成26年4月3日決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則（平成26年6月2日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、平成26年度分以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則（平成27年4月1日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成29年度分以後の予算に係る補助金について適用する。

（高山市木造住宅耐震補強奨励金交付要綱の廃止）

- 2 高山市木造住宅耐震補強奨励金交付要綱（平成20年5月30日決裁）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成29年度分以後の予算に係る補助金について適用する。

（高山市木造住宅耐震補強奨励金交付要綱の廃止）

2 高山市木造住宅耐震補強奨励金交付要綱（平成20年5月30日決裁）は、廃止する。

附 則（平成30年6月28日決裁）

この要綱は、平成30年6月28日から施行し、平成30年度分以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則（令和元年6月11日決裁）

この要綱は、令和元年6月11日から施行し、平成31年度分以後の予算に係る補助金について適用する。

附 則（令和2年1月8日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和元年10月9日以後に実施する事業について適用する。

附 則（令和2年3月23日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分以後の予算に係る補助金について適用する。